

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

パートナーシップ関係にある者に係る旅費の取扱いを定めるため、旅費の支給に係る扶養親族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

2 新旧対照表（議案集5ページ 議案集データ9ページ）

職員の旅費に関する条例（昭和34年7月文京区条例第30号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>2及び3（略）</p> <p>第三条～第四十五条（略）</p> <p>付 則 <u>この条例は、令和五年十月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条（略） （用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第三条～第四十五条（略）</p>

3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。